

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーン センター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、環境影響のより一層の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

2 大気質、騒音及び超低周波音、振動

- (1) ごみ焼却施設の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果の最大着地濃度地点近傍に学校等があることから、最大着地濃度地点近傍において、ごみ焼却施設稼働前後の二酸化窒素の状況を把握し、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (2) 事業実施範囲及びその周辺では、現状で大気質の環境基準値を超えている項目があることから、工事の実施に当たっては、より低公害な建設機械の積極的な導入や建設機械の稼働台数の平準化を徹底すること。
また、ごみ焼却施設の稼働に当たっては、投入ごみ量及び燃焼温度の管理、排出ガス中の大気汚染物質濃度の連続測定等による適切な運転管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減するとともに、必要に応じて環境モニタリングを実施すること。
- (3) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道では、道路交通騒音が現状で環境基準値と同じであり、予測結果で環境基準値を上回る地点があることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、沿道環境への影響を低減するため、低公害型車両の積極的な導入、走行車両台数の平準化や抑制、エコドライブなど、環境保全措置を徹底すること。
- (4) 建設機械の稼働に伴う騒音の影響について、単独の建設機械の稼働によるものではなく、影響が最大となる複数の建設機械の稼働による予測及び評価を行うこと。

3 水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質

- (1) 工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水等について、沈砂池や仮設の排水処理施設の設置及び維持管理を適切に行うとともに、工事排水の量及び水質を的確に把握した上で、放流先の環境に十分配慮し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 現地調査により地下水汚染が判明している地点での監視を適切に実施するとともに、新たに土壌及び地下水の汚染が判明した場合には、汚染の拡散防止のための適切な措置を講じること。

4 動物、植物、生態系

事業の実施に当たっては、できる限り緑地の創出に努めるとともに、その創出に当たっては、必要に応じ専門家の指導・助言を得た上で、地域の植生や生態系ネットワークの形成に配慮した生物の生息空間とするよう努めること。

5 廃棄物等

- (1) 工事中及び施設の供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。
- (2) ごみ焼却施設の稼働に伴って発生する溶融スラグについては、積極的な有効利用を図ること。

6 温室効果ガス等

ごみ焼却施設の稼働に当たっては、温室効果ガスの発生抑制の観点から、より高い発電効率の廃棄物発電の導入や焼却に伴う廃熱の有効利用に加え、副資材として用いるコークスについては適正量とするなど適切な運転管理を徹底すること。

7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等にわかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。